

# 深川市庁舎整備基本計画（仮称・案）



北海道深川市

（令和元年 8 月 28 日現在）

現時点で整理した基本計画(案)の内容は次のとおりです(今回お示しする箇所は網掛け部分となります)。

## 目 次 (案)

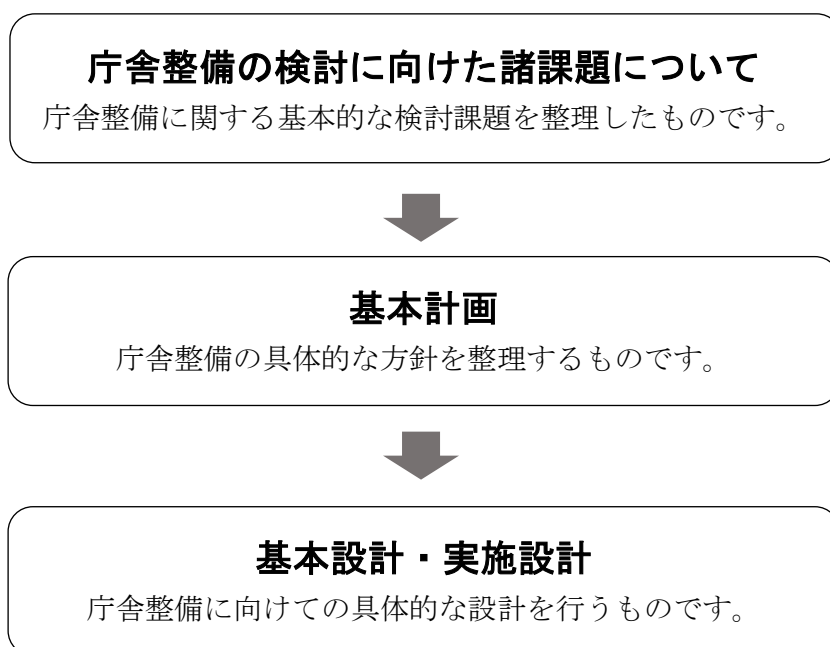
第1章 基本計画策定の趣旨	
1. 基本計画の目的及び位置付け	1
2. 関連計画との整合	2
第2章 現庁舎の現状と課題	
1. 現庁舎の現状と課題	3
2. 庁舎整備の必要性	5
第3章 新庁舎建設の基本的な考え	
1. 新庁舎の在り方	8
2. 新庁舎建設の基本方針	8
3. 庁舎の複合化	
第4章 新庁舎の機能	
1. 新庁舎に求められる機能	9
(1) 窓口・相談機能	10
(2) 市民交流機能	12
(3) 防災拠点機能	13
(4) ユニバーサルデザイン・バリアフリー機能	17
(5) 省エネルギー等機能	18
(6) 執務環境	19
(7) 情報通信技術 (ICT) 機能	20
(8) 防犯・セキュリティ機能	20
2. 議会施設としての機能	
第5章 施設計画	
1. 新庁舎の建設位置	
2. 新庁舎の規模	
3. 配置計画	
4. 階構成	
第6章 整備計画	
1. 整備手法	
2. 概算事業費及び財源	
3. 整備スケジュール	

# 第1章 基本計画策定の趣旨

## 1. 基本計画の目的及び位置付け

現庁舎は、昭和41年に建設されて以来52年が経過しており、施設・設備の老朽化や耐震性の不足、バリアフリー性能等の不足など多くの課題を抱え、早急な対応が求められています。

本計画は、これら現庁舎が抱える課題を解消するため、庁舎整備の基本理念や基本方針、整備後の庁舎に備える機能、規模などを具体的に示すとともに、今後、基本設計や実施設計を行う際の基礎的な内容を示すものとして策定します。



## 2. 関連計画との整合

基本計画の策定にあたっては、次に示す関連計画に盛り込まれた方向性や施策との整合を図ります。

### (1) 第五次深川市総合計画（平成24年度～令和3年度）

第五次深川市総合計画は、市政運営の最上位計画として、市政のあらゆる分野を対象に、総合的かつ計画的にまちづくりを進めるための指針として定めたものです。

整備後の庁舎が、第五次深川市総合計画に掲げる都市像の実現に向けたまちづくりの拠点として、その役割が発揮できる計画とします。

### (2) 深川市都市計画マスタープラン（平成13年度～令和3年度）

深川市都市計画マスタープランは、土地利用やまちづくりに必要な都市計画事業の基本方針を定めものです。

庁舎の整備にあたっては、市民への行政サービス機能の向上を目指し、ユニバーサルデザインの推進や周辺環境との調和のとれた計画とします。

### (3) 深川市地域防災計画

深川市地域防災計画は、災害予防や災害応急対策、災害復旧などの防災対策を推進し、市民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的に定めたものです。

庁舎の整備にあたっては、災害対策本部設置場所として位置づけられた市役所庁舎で円滑な活動ができるよう、必要な機能を備えた計画とします。

### (4) 深川市公共施設等総合管理計画（平成28年度～令和7年度）

深川市公共施設等総合管理計画は、市の公共施設のマネジメントにおける上位計画として、公共施設等の適正な配置や維持管理等に関する基本的な方針を定めたものです。

庁舎の整備にあたっては、公共施設等総合管理計画の基本方針等に従って、長期的視点に立ち、ライフサイクルコストの縮減に向けた建物の長寿命化や継続的な保全管理に配慮した計画とします。

### (5) 深川市バリアフリー基本構想（平成28年度～令和13年度）

深川市バリアフリー基本構想は、誰もが快適に、そして安全安心に暮らせる未来のまちづくりを推進するため定めたものです。

庁舎整備にあたっては、高齢者や障がい者をはじめ、あらゆる人が安全かつ円滑に移動できるよう意見を反映した上で、建築物移動等円滑化基準への適合に努め、バリアフリー化を図る計画とします。

## 第2章 現庁舎の現状と課題

### 1. 現庁舎の現状と課題

#### (1) 現庁舎等の現況

現庁舎は、建設からすでに52年が経過しており、施設や設備の老朽化に伴う劣化が著しく、修繕費の増加が庁舎管理上の課題となっています。また、耐震化やバリアフリー等への対応が不十分で、行政サービスを提供する場として十分な機能を果たしているとは言い難い状況にあります。

名称	構造	延床面積	建設年度	経過年数
本庁舎	RC地下1階 地上3階建（一部4階）	5,421.58 m <sup>2</sup>	S41.12	52年
克雪車両センター	S2階建	788.10 m <sup>2</sup>	S51.12	42年
総合福祉センター	RC2階建（一部3階）	2,116.77 m <sup>2</sup>	S58.02	36年
健康福祉センター	RC3階建	2,240.46 m <sup>2</sup>	H09.03	22年

※RC…鉄筋コンクリート造、S…鉄骨造



本庁舎



東庁舎



克雪車両センター



総合福祉センター



健康福祉センター「デ・アイ」

## (2) バリアフリー等の現状

現庁舎は、昭和56年に正面玄関西側にスロープを整備していますが、高齢者や障がい者にとって使いやすいものとはなっていません。

また、健康福祉センターを除いて多機能トイレやエレベーターなどの設備がなく、今後ますます増えると考えられる高齢者等が快適に利用できる庁舎のあり方が問われています。

さらには、窓口の待合スペースや通路等が狭く利便性の低下を招いているほか、窓口カウンターの仕切りがなく相談室も少ないなど、利用者のプライバシーへの配慮も十分ではありません。

加えて、市民が気軽に集えるスペース等がないため、市役所は「必要な用事を済ませた後は直ちに帰るところ」となっており、市民との協働スペースや市民に親しまれる集いの場づくりが求められています。

## (3) 防災拠点としての機能

現庁舎は、電気関係設備や一部のサーバ関係設備が低層階にあることから、水害時に浸水があった場合には電源の喪失、電算データの消滅などの恐れがあります。さらに電源喪失時には非常用自家発電設備の不足により、防災拠点としての機能がほとんど果たせなくなる可能性があります。

特に、平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震では、市内全域が停電する中、市で保有する小型発電機を使用し災害対応にあたりましたが、必要最小限の電力しか賄えず庁舎機能の大半が機能しない状態となるなど、一時防災拠点として十分な機能を果たせない状況が生じました。

## (4) 耐震診断の結果

平成26年度に実施した耐震診断において、建物の耐震性能を表すI<sub>s</sub>値（構造耐震指標）が、本市庁舎に必要な耐震安全性の判定基準0.81を大きく下回る0.225（本庁舎側1階）等となり、耐震性能が著しく不足していることが判明しました。仮に熊本地震程度の地震が発生した場合には、最悪の場合、庁舎の倒壊被害が想定されます。

### 〔耐震診断の結果〕

判定結果	階	本庁舎		東庁舎	
		X方向(東西)I <sub>s</sub> 値	Y方向(南北)I <sub>s</sub> 値	X方向(東西)I <sub>s</sub> 値	Y方向(南北)I <sub>s</sub> 値
結果	3階	0.370/NG	0.841/OK	0.430/NG	0.999/OK
	2階	0.291/NG	0.607/NG	0.633/NG	0.679/NG
	1階	0.225/NG	0.413/NG	0.297/NG	0.606/NG
	地下	0.341/NG	0.651/NG	—	—
診断結果	倒壊または崩壊する危険性が高い		倒壊または崩壊する危険性が高い		

※本庁舎と東庁舎をつなぐ「渡り廊下」は大地震時に脱落の可能性があるとして診断されています。

## 2. 庁舎整備の必要性

### (1) 庁舎整備に関する地方財政措置

これまで庁舎の建替えについては、国の財政支援は無く、各自治体の自己財源で対応することが原則とされてきましたが、熊本地震等の発生を教訓に、国は耐震基準を満たしていない庁舎の建替え等に対して「公共施設等適正管理推進事業（市町村役場機能緊急保全事業）」などの手厚い地方財政措置を講じています。ただし、この事業は令和2年度までに実施設計に着手することが条件とされた期間限定の措置となっています。

### (2) 庁舎整備の必要性

現庁舎は、前述のように耐震性の不足や施設・設備の老朽化、バリアフリー性能等の不足など、安全性や利便性などに多くの課題を抱えている状況にあり、さらには国の庁舎整備に対する地方財政措置の状況を踏まえた場合、早急に庁舎を整備することが望ましい状況にあります。

### (3) 庁舎整備の手法

#### ①整備手法の種類

庁舎の整備の手法としては、「耐震改修」「建替え」「既存施設への移転」の方法があります。

#### 〔耐震改修〕

現在の庁舎を耐震補強し継続して利用する「耐震改修」では、耐震改修工事のほかに、エレベーターや多目的トイレの設置、給排水や電気設備等の更新など大規模改修を実施する必要があります。

ただし、躯体等の基本的な構造を変更することができないため、設備・機器の更新やバリアフリー機能の導入等に制限が生じ、機能拡充が図れない可能性があります。

また、耐震ブレース(フレーム)や耐震壁の設置を行うことから、庁舎内が狭隘となり執務空間の有効面積が減少する恐れがあります。

さらに、現庁舎を利用したままの耐震改修工事は困難なことから、仮設庁舎を設け一度移転しなければいけなく、そうした追加費用も必要となります。

また、耐用年数が、耐震診断時点(平成26年度実施)から約20年となっており、庁舎の長寿命化についても併せて検討する必要があるほか、近い将来、再び建替えについて検討を行う必要があります。

### 〔建替え〕

現在の庁舎とは別に新たな庁舎に建て替える「建替え」の場合は、初期の建設費用は耐震改修よりやや高額ではあるものの、防災拠点としての施設づくりや市民の安全性や利便性の向上、行政事務の効率化などのほか、省エネルギー技術や最新設備の導入による環境性能の向上や維持管理の容易性が図られます。

### 〔既存施設への移転〕

既存施設に庁舎機能に移す「既存施設への移転」の場合、現庁舎の機能をそのまま移すことができる適当な施設は現時点ではなく、仮に複数の施設に庁舎機能を分散した場合、市民サービス等のさらなる低下を招くことから現実的な手法ではないと考えます。

## ②耐震改修と建替えの比較検証（平成 26 年度耐震診断における概算比較）

耐震改修と建替えについて、以下のとおり比較検証しました。

項目	耐震改修	建替え
概算事業費	○耐震改修工事 7.9 億円 ○大規模改修（設備更新・エレベーター新設等） 6.1 億円 ○仮設庁舎工事 13.2 億円 ○引越費用（2 回） 3.3 億円 計 30.5 億円	○庁舎建設工事 27.9 億円 ○旧庁舎解体 2.4 億円 ○引越費用 1.7 億円  計 32.0 億円
耐用年数	約 20 年	50 年以上
機能評価等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 躯体、設備などの基本的な構造を変更することができないため、施設整備に制限がある。</li><li>・ 耐震ブレースや耐震壁等の設置により執務空間の有効面積が減少する。</li><li>・ 改修中の使用ができないため仮設庁舎等が必要。</li><li>・ 躯体の劣化を防ぐことが困難なため、地震時に破損する恐れがある。</li><li>・ 近い将来再び建替えの検討が必要である。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 防災拠点施設としての機能確保が可能。</li><li>・ 市民の安全や利便性、使いやすさを考慮した施設整備が可能。</li><li>・ 仮設庁舎等は不要。</li></ul>

※「既存施設への移転」は、現実的ではないとしたため比較検証から除いています。  
※上記概算事業費と耐用年数は、平成 26 年度に実施した耐震診断で報告を受けた内容を掲載しています。なお、概算事業費は当時の単価で計算していますので、現在の費用と相当な乖離があることが見込まれます。



### ③アンケート調査の結果

令和元年7月に市民1,000人を対象に実施した「深川市庁舎整備基本計画の策定に係る市民アンケート」については、434件の回答をいただき、調査結果については別途取りまとめたところです。

このうち、問13の設問で「庁舎の整備（建替えまたは耐震改修）についての考え方」を伺ったところ、①建替えする場合の場所の設問では、「費用負担を極力抑えるために、現在地も含めて、所有している適当な市有地を活用し建替えすること」の回答が301件69.4%と多数を占め、「土地の取得に時間や費用をかけてでも、利便性が高い場所に建替えすること」が、62件14.3%、「利便性が多少低くても、浸水など災害の影響を受けにくい場所に建替えること」が42件9.7%となったところです。

また、耐震改修工事をする場合の内容の設問では、「耐震改修工事に加え、エレベーターの設置や老朽化している設備等の改修」の回答が288件66.4%と最も多く、次いで「耐震改修工事のみ」の回答が67件15.4%となりました。

なお、問13で①の建替えに関する設問に回答した方は416人となり、②の耐震改修に関する設問に回答した方は368人となったところであり、耐震改修より建替えの方に関心が高いことが伺えます。

さらに、アンケート調査の最後に設けた自由意見欄には、合計で136件のご意見をいただきましたが、庁舎を整備することについて、「賛成」や「概ね賛成」「どちらかといえば賛成」など、賛成と識別できるご意見が109件あり、そのうち整備手法について「建替え」が良いと捉えることができるご意見は91件にのぼったところです。

### ④整備手法の決定

これまで記載した比較検証のとおり、耐震改修では根本的な課題の解決には至らない可能性が高く、整備後の庁舎機能や来庁者の利便性、費用対効果など多くの面で「耐震改修」より「建替え」の方が、優位性が高い状況にあります。さらに、アンケート調査の結果においても、建替えに関心を持たれている方が多い状況と考えられます。

以上のことから、庁舎整備の手法としては「**建替え**」を選択することとします。

## 第3章 新庁舎建設の基本的な考え

### 1. 新庁舎の在り方

市役所庁舎は、市民福祉の向上や市民の安心安全な暮らしを守る拠点となる施設です。新庁舎は、災害対応の拠点機能を強化することを念頭に、現庁舎が抱える課題解決をはじめ、市民の利便性や快適性の向上、効率的な行政運営などが図れる庁舎を目指し整備を進めます。

また、建設にあたっては、将来を見据え多様化する行政需要に的確に対応し時代の変化に柔軟に対応できる庁舎づくりを行う一方で、健全な財政運営の観点から華美にわたらないコンパクトな庁舎となるよう整備費用の抑制に努め、後年度の負担をできるだけ最小にしていくことにも十分配慮していきます。

### 2. 新庁舎建設の基本方針

新庁舎は、次の考え方を基本方針として整備を進めます。

#### 基本方針1 市民に親しまれ利用しやすい庁舎

- ・市民がわかりやすく、快適に利用できる庁舎
- ・市民が気軽に立ち寄ることができ、お互いに触れ合うことのできる親しまれる庁舎

#### 基本方針2 市民の安心安全を守る災害に強い庁舎

- ・耐震性の高い安全な建物として、災害対策本部としての機能を十分発揮できる庁舎
- ・最新の石狩川ハザードマップに対応し、浸水があっても市役所機能が維持できる庁舎

#### 基本方針3 人と環境に優しい庁舎

- ・すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方が取り入れられた庁舎

#### 基本方針4 効率的で安全な庁舎

- ・経済性（無駄がなく華美にわたらない庁舎）と機能性を合わせ持ち、効率的でコンパクト、オープンな執務空間

## 第4章 新庁舎の機能

### 1. 新庁舎に求められる機能

新庁舎の機能は、基本方針に基づき次のように設定します。

#### 基本方針1 市民に親しまれ利用しやすい庁舎

- (1) 窓口・相談機能
- (2) 市民交流機能

#### 基本方針2 市民の安心安全を守る災害に強い庁舎

- (3) 防災拠点機能

#### 基本方針3 人と環境に優しい庁舎

- (4) ユニバーサルデザイン・バリアフリー機能
- (5) 省エネルギー等機能

#### 基本方針4 効率的で安全な庁舎

- (6) 執務環境
- (7) 情報通信技術(ICT)機能
- (8) 防犯・セキュリティ機能

## 基本方針 1 市民に親しまれ利用しやすい庁舎

### (1) 窓口・相談機能

窓口等は市民の利用頻度が最も高いことから、市民の利便性を重視した窓口の配置等とするほか、手続きに伴う各種相談が安心して行えるよう必要な環境を整えます。

#### ①窓口の配置

- ・市民の利用頻度が高い「窓口機能」をできる限り低層階に集約し、関連部署を近接させるなど、来庁者の利便性が高い窓口配置とします。
- ・臨時的かつ一時的に集中して受付を行う手続きなどでは、市民が利用しやすい場所に臨時窓口スペースが確保できるよう検討します。なお、臨時窓口の設置がない期間は、多目的なスペースとしての利用を検討します。

#### ②ワンフロアサービス・ワンストップサービスの検討

- ・様々な手続きを一カ所で行うことができる「ワンストップサービス」は、来庁者の利便性は高いものの、利用状況によっては待ち時間が長くなることや専門分野への対応に課題があることから、窓口を分けてワンフロアに集約する「ワンフロアサービス」を基本に検討することとします。なお、証明書発行など待ち時間の短い窓口業務や、身体状況等により必要な方のためのワンストップ窓口の設置を検討します。

#### ③窓口スペース

- ・窓口カウンターは、受付内容や身体状況に応じた対応が可能となるよう、高さが異なるカウンター（ハイカウンターとローカウンター）を設置します。また、利用者のプライバシー保護の観点から、窓口カウンターには必要に応じて衝立を設置します。

#### ④相談スペース

- ・プライバシーに配慮した相談スペースや個室の相談室を設置し、来庁者が安心して相談や手続きを行えるように検討します。

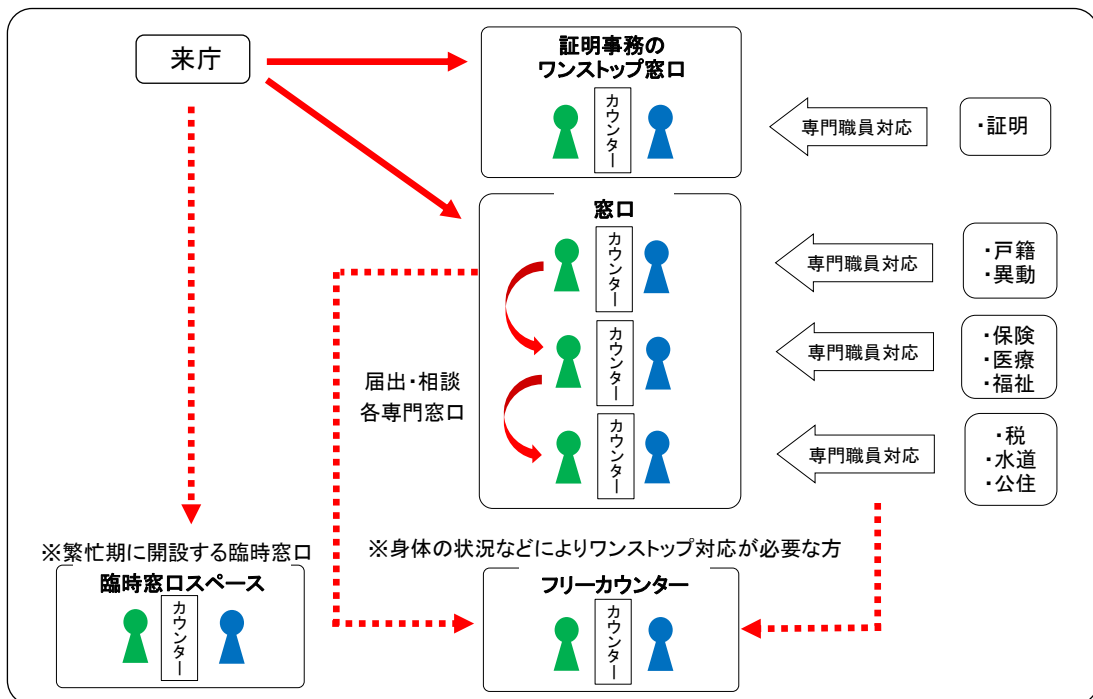
#### ⑤待合スペース及び案内表示

- ・窓口フロアでは、車いすやベビーカーなどの通行に支障がないよう、ゆとりある通路や待合スペースを確保します。また、窓口の案内表示は、表示の大きさや設置場所、配色などに配慮するとともに、視覚記号(ピクトグラム)を用いるなどの工夫を行い、誰にとっても分かりやすく見やすい表示とします。

<ワンフロアサービスとワンストップサービスの比較>

項目	ワンフロアサービス	ワンストップサービス
概要	<p>担当部署ごとに窓口は分かれるが、市民利用の多い申請、届出、証明書発行等の窓口をワンフロアに集約して配置</p>	<p>住民票、戸籍、年金、保険、福祉関係など、様々な手続きを一カ所で済ますことができる総合窓口を設置。</p>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連する窓口を集約配置することで手続きにかかる移動距離が短くなる。</li> <li>・対応窓口が明確で、専門的な対応が可能となる。</li> <li>・空いている窓口から手続きを済ますことで、効率良く手続きができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の手続きが一カ所で済むため、来庁者の移動がない。</li> <li>・ワンストップ窓口のため、分かりやすい。</li> <li>・証明書発行などの事務に適している。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手続きごとに窓口を移動しなければいけない。</li> <li>・窓口の分かりやすい案内表示が必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間で済む手続きと時間がかかる手続きが混在するため、来庁者が集中した場合、待ち時間が長くなる。</li> <li>・専門的な制度説明や相談が伴う場合は、対応ができない場合もあり、担当窓口への移動が必要となる。</li> </ul>

<窓口サービスのイメージ(案)>



## (2) 市民交流機能

市民に親しまれ憩いの場となる庁舎を目指し、来庁者が利用できる多目的スペースや情報発信スペースなどを設けます。

### ①多目的スペース

- ・市民が自由に休憩や待ち合わせなどに利用できるスペースの確保を検討します。
- ・また、その一部は臨時の事務や展示、小規模のイベント、災害対応など、多目的に利用できる空間構成や設備について検討します。

### ②情報発信スペース

- ・来庁者が気軽に立ち寄り、行政情報のほか観光やイベントなど各種情報を得られるコーナーの設置を検討します。

### ③利便施設

- ・来庁者等の利便施設として、引き続きATM（自動現金預払機）コーナーを利用しやすい場所へ設置します。
- ・売店や食堂等の設置については、現庁舎での状況を整理し必要性等を検証するなどして検討を行います。



ロビーにテーブル等を設置した事例



情報発信モニターの事例

## 基本方針2 市民の安心安全を守る災害に強い庁舎

### (3) 防災拠点機能

災害時において、建物への被害を最小限にとどめ、防災拠点として確実に機能を果たすために高い耐震性能を有する構造とします。

また、災害時に災害対策本部としての機能を十分に発揮できるよう、迅速な災害対応及び復旧作業を進めるための防災拠点としての機能強化を図り、市民の安全と安心や行政機能の継続性を確保するため防災機能を整備します。

#### ①耐震性能の確保

##### ア) 耐震安全性の目標値

- ・大規模な地震が起こった際でも、防災拠点施設としての機能が十分発揮できる耐震性、安全性を有する施設とするため、国の定めた「官庁施設の総合耐震計画基準」に準じて、耐震安全性の目標をⅠ類 - A類 - 甲類に設定します。

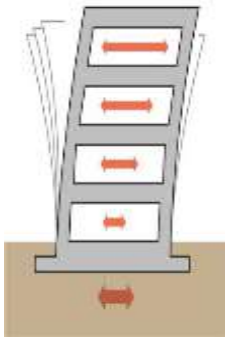
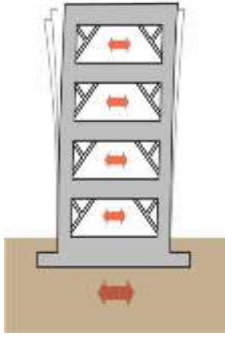
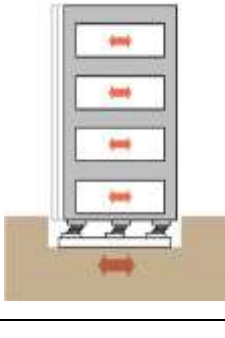
部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図れるものとする。(重要度係数 1.5)
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。(重要度係数 1.25)
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。(重要度係数 1.0)
非構造部材※	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえ支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

※非構造部材：天井材、内壁（内装材）、窓・ガラス、外壁（外装材）など

## イ) 構造方式の検討

- ・新庁舎における構造方式として、「耐震構造」「制震構造」「免震構造」のそれぞれについて比較しました。新庁舎の耐震安全性の基準である構造体「I類」については、いずれの構造方式を採用しても確保できますが、それぞれの長所、短所を検証したうえで構造方式を決定する必要があります。

<構造方式の比較表>

項目	モデル図	特徴	長所	短所
①耐震構造		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震力に対して構造体の骨組で耐える構造。</li> <li>・建物の揺れはあっても倒壊しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な構造であり、コストが安い。</li> <li>・長い工期を必要としない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による揺れが大きいため、ロッカーや設備は転倒に備えて固定する必要がある。</li> <li>・耐震基準I類とする場合は、柱、梁を大きくする、また、大地震では、補修費が大きくなる場合がある。</li> </ul>
②制震構造		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物に装着する制震ダンパーなどの動きにより、建物の揺れを低減させる構造。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・免震の構造ほどではないものの、建物の揺れが抑えられる。</li> <li>・超高層ビルやマンションに適している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制震ダンパーをバランスよく配置するために、空間の自由度の制約を受ける可能性がある。</li> <li>・免震構造ほどではないものの、コストが高い。</li> <li>・大地震などの災害後に点検費用が必要である。</li> </ul>
③免震構造		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物と地盤あるいは梁と柱の間に、免震装置を設置し、建物の揺れをやわらかい揺れへと抑制する構造。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最も建物の揺れを抑えることができ、空間の自由度の制約も生じない。</li> <li>・ロッカーなども転倒や散乱を免れるため、業務の復旧が早い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イニシャルコストが最も高い。</li> <li>・大地震などの災害後に点検費及び一部補修費用が必要。</li> <li>・施工の難易度が上がり、かつ工期が長くなる。</li> </ul>



### ウ) 構造種別の検討

- ・建築物には、鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨・鉄筋コンクリート造（SRC造）、鉄骨造（S造）といった構造の種類がありますが、今後の設計段階において、設計条件や要求性能に応じた検討を行い、構造種別を決定します。

#### <構造種別の比較表>

項目	鉄筋コンクリート造 (RC造)	鉄骨・鉄筋コンクリート造 (SRC造)	鉄骨造 (S造)
特徴	鉄筋とコンクリートを使用した耐震性に優れた構造	RC造とS造を組み合わせ双方の特徴を兼ね備えた構造	鋼製の部材を使用した靱性に優れた構造
柱間隔	10m以内が一般的	15m以内が一般的	20m以内が一般的
居住性	遮音性能、防振性能に優れている	遮音性能、防振性能に優れている	音、振動等が伝わりやすいので工夫が必要
耐火性	耐火構造とするのが容易	耐火構造とするのが容易	耐火構造とするために耐火被覆などの工夫が必要
費用	S造より高くSRC造よりも安い	最も高い	最も安い ※近年は資材高騰によりRC造より高くなる場合がある。
施工性・工期	S造より長くSRC造よりも短い	最も長い 鉄骨と鉄筋の取り合いが複雑となる	最も短い 使用する鉄骨、ボルト等部材によっては資材調達に時間を要する場合がある

## ②災害対策本部機能

- ・災害対策活動が円滑に行えるよう、災害発生時の指揮命令系統の中心となる災害対策本部機能を持つ会議室を設置します。なお、平常時は通常の会議室として利用できるよう整備します。
- ・災害対策本部会議室の配置階は2階以上とし、市長室や防災担当部署などの関係諸室とできるかぎり近い場所に設置して、スムーズな情報の収集・分析・発信に努めます。
- ・災害対策本部会議室の設備は、非常用自家発電設備による電源の確保、各関係機関からの情報収集や各対策班との連絡が可能となる電話回線などの通信手段のほか、対策の指揮伝達に必要な情報通信機器を整備します。
- ・災害対策時の国、北海道、自衛隊など外部からの職員の受け入れを考慮しつつ、災害対策要員が集中的に活動できるように十分なスペースを確保します。

## ③備蓄スペースの確保

- ・備蓄物資等の迅速かつ円滑な提供を行うため、非常食や災害用毛布などの生活必需品をはじめ、避難所運営や災害対策等の資機材を保管するスペースの確保を検討します。

## ④避難者などへの対応

- ・災害時には、帰宅困難者などが本庁舎へ避難する可能性があります。さらに、救援物資の受け入れやボランティアへの対応などが想定されるため、不特定多数の人が利用できる空間（多目的スペース）や災害時に対応可能なスペースの確保などについて検討します。
- ・また、館内の一時避難者へ情報提供を行う大型モニターの設置について検討します。

## ⑤ライフラインの確保

- ・停電時においても、防災拠点として活動する災害対策本部室などの諸室を一定期間維持するために必要な電源供給を行う非常用自家発電設備等を整備します。
- ・また、災害の発生に備え、一定期間の災害対策活動に必要な飲料水、雑用水及び排水機能の確保を検討します。

## ⑥浸水対策

- ・水害時でも、執務機能を確保するとともに、災害対策本部機能を十分に発揮できるように、電気室や機械室、サーバ室、備蓄倉庫などを浸水の恐れのない階へ配置します。

## 基本方針3 人と環境に優しい庁舎

### (4) ユニバーサルデザイン・バリアフリー機能

ユニバーサルデザイン<sup>※1</sup>を導入するなど、年齢や障がいの有無などにかかわらず、来庁者の誰もが安全で快適に利用できる庁舎とします。

#### ①わかりやすい案内表示等

- ・文字だけではなく図記号で表したピクトグラムを用いるなど表示の大きさや設置場所、配色に配慮したわかりやすい案内表示を導入するほか、音声情報や触知情報などの設備機能を検討し、初めて訪れた来庁者にもわかりやすい庁舎とします。

#### ②快適な移動空間

- ・敷地内の通路は、複雑な移動とならないようにわかりやすく連続性のある移動経路とします。
- ・車いすやベビーカーの利用者にも配慮し、出入口等の段差解消や、ゆとりのある通路幅や転回ができるスペースを確保します。
- ・上下階への移動が容易となるように、エレベーターを設置し、主要な出入り口からわかりやすい位置に配置します。

#### ③多様な利用者への配慮

- ・各階の適切な位置に衛生的で清潔感のあるトイレを配置します。トイレには、オストメイトや車椅子対応の多目的トイレを併設するとともに、子育て世代や高齢者などさまざまな来庁者に対応するため、チャイルドシートや手すりを設置します。
- ・子育て世代が利用しやすいよう、授乳室やベビーベッド、キッズスペースなどの設置を検討します。
- ・障がいのある方や高齢の方、妊娠中の方などの駐車場は、庁舎に出入りしやすい位置に適正な台数分を用意します。

---

※1 ユニバーサルデザイン：障がいの有無や年齢、性別などにかかわらず、すべての人々が利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインする考え方。

## (5) 省エネルギー等機能

地球環境への影響を最小限に抑えるよう、環境負荷低減策について積極的に取り組んでいくため、国が推進する環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）※<sup>2</sup>の実現を目指します。

また、自然エネルギーの活用や省エネルギー化の推進などの検討にあたっては費用対効果を比較検証しながら、本市に適した手法を導入します。

### ①自然エネルギーの有効活用

- ・費用対効果を見極めながら、太陽光発電設備の設置や地中熱利用など、再生可能エネルギーの活用を検討します。
- ・敷地内の屋外照明については、太陽光を利用した設備の設置を検討します。
- ・自然換気や自然採光の採り入れに配慮します。

### ②省エネルギー化の推進

- ・照明は、LED照明の導入や人感センサーによる点灯システム、調光システムを必要に応じて採用を検討します。また、冷暖房についても、省エネルギー効果の高い設備の導入を検討します。
- ・エネルギー使用量の推移データを記録できる「見える化」を検討し、適切なエネルギーマネジメントを行います。

### ③エネルギー損失の低減・環境への負荷低減

- ・断熱効果に優れる工法の採用や高性能断熱材、高性能ガラスなどを導入します。
- ・温室効果ガスの排出量を抑制するため、LED照明、高効率給湯器や節水型トイレなどを採用します。

### ④エコマテリアル・木材の利用

- ・内装などに利用する材料は、エコマテリアル（環境負荷の少ない素材）の使用を検討します。
- ・「深川市地域材利用推進方針」に基づき、事業費抑制を踏まえながらも、利用範囲や仕様について導入を検討します。

<環境に配慮した庁舎のイメージ図（国土交通省ホームページより）>



※<sup>2</sup> 環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）：国土交通省が推進するもので、建築物のライフサイクルを通じて環境負荷の低減に配慮し、日本の建築分野における環境保全対策となる「環境負荷低減に配慮した官庁施設」のこと。

## 基本方針 4 効率的で安全な庁舎

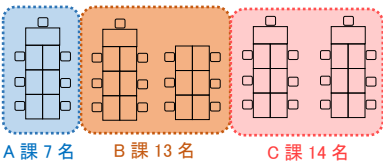
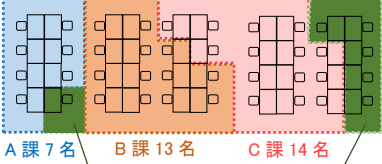
### (6) 執務環境

将来の人口・職員数等や行政需要の変化などに柔軟に対応し、効率的・効果的に業務を推進できるよう執務環境を整えます。

#### ① 執務空間

- ・ 執務室は、職員間のコミュニケーションが図りやすく間仕切りのないオープンフロア<sup>※3</sup>を導入するなど、将来の組織変更等にも対応できる柔軟性の高い執務空間を検討します。また、執務室のレイアウトは、情報セキュリティ対策を講じたうえで、机等を均一化し合理的に配置することで効率的な執務スペースの活用が可能なユニバーサルレイアウト<sup>※4</sup>の考え方を踏まえた執務室を検討します。
- ・ 業務の関連性が高い部局を近接して配置するなど、市民の利便性や業務の効率化に配慮したレイアウトとします。

#### <事務室内の机レイアウトの比較>

項目	従来型のレイアウト	ユニバーサルレイアウト
レイアウト 図	 A 課 7 名 B 課 13 名 C 課 14 名	 A 課 7 名 B 課 13 名 C 課 14 名 共用スペースや増員スペースとして有効活用を図ることが可能
「島」構成	原則、課や係ごとに「島」を構成する。	課や係を単位として「島」の構成を原則とするが、人数によっては、課や係が混在する場合がある。
スペースの有効利用	「島」を構成する机の数や位置により、スペースの無駄が生じる。	規則的な配置と固定化により、スペース利用の効率化が図れる。
コミュニケーション	課や係内のコミュニケーションが図りやすい。	課や係内に加えて、課や係を超えたコミュニケーションも図りやすい。

#### ② 会議・書庫・倉庫等

- ・ 会議室は、電子機器などの設備や可動間仕切りなどの設置により、会議形態や利用人数等に合わせ柔軟に利用できるよう検討します。
- ・ 各フロアで日常的に必要な打合せスペース等を適切に確保します。
- ・ 不要な書類や物品の削減に取り組みながら、適切な書庫や倉庫等のスペースを確保します。

※3 オープンフロア：各課を隔てる壁を取り除きフロアの一体が見渡せる空間。

※4 ユニバーサルレイアウト：部門構成に依存せずに机の構成や配置を均一に設定し、物を動かさずに人が動いてレイアウトを変更する机配置のこと。

## **(7) 情報通信技術（ICT）機能**

最新 ICT 技術の活用により、様々な行政需要に対応できる情報ネットワークを整備するとともに、情報アプリケーションの導入を検討します。

また、将来の ICT の進展に柔軟に対処するため、情報システムの適時更新に対応できる庁舎とします。

### **①ICT 対応の促進**

- ・執務室や会議室では無線 LAN を採用するなど、ICT への対応を検討します。
- ・主要な会議室には、電子機器を使用した会議運用ができるよう、プロジェクター、スクリーンなどを設置します。
- ・行政サービスの向上や行政事務の効率化のため、RPA<sup>※5</sup>などの導入を検討します。

### **②重要機能室の設置とバックアップ機能の整備**

- ・防災拠点としての機能を発揮するため、サーバ類のバックアップ機能、停電等に対応した電気設備や高度な情報セキュリティ対策などを備えた重要機能室(サーバ室等)の設置を行います。

---

※5 RPA:「Robotic Process Automation /ロボティック・プロセス・オートメーション」の略語で、業務知識をルールとして蓄積し実行するルールエンジンや機械学習、人工知能などの認知技術を活用した、オフィス業務の効率化や自動化に向けた取り組み。

## **(8) 防犯・セキュリティ機能**

庁舎内では、市民の個人情報や行政情報など多くの重要情報を取り扱うため、情報漏えいを防ぎ、情報資産を守るなどの適切な管理を行う必要があります。そのため、セキュリティ対策を適切に行うとともに、防犯対策を実施し、来庁者や職員等の安全を確保します。

### **①防犯対策と情報保護対策の強化**

- ・執務室は間仕切りのないオープンフロア化により見通しの良い空間とし、できる限り死角を少なくすることを検討します。
- ・書庫や倉庫などの諸室は、職員の利便性にも考慮しながら、施錠できる設備を導入します。
- ・庁舎の出入口や敷地内、建物の死角となる部分には防犯カメラなどの設置を検討します。

## ②セキュリティ対策の強化

- ・重要度に応じたセキュリティレベルを設定し、来庁者、職員等の立ち入れる区画の分離などレベルを考慮した諸室等の配置を行うとともに、入退室管理を徹底します。
- ・書庫や出力機器（プリンタ、コピー機など）は、個人情報の保護のため、来庁者等の目に触れないよう、職員エリア内に配置します。
- ・開庁時、閉庁時及び緊急時の入退庁並びに重要機能室への入退室を管理するため、ICカードなどによる認証システムなどの導入を検討します。

### <セキュリティレベルのイメージ>

セキュリティレベル	対象諸室の例	出入りの可否		セキュリティレベルイメージ
		来庁者	職員	
レベル 1	ホール、ロビー、トイレ、休憩や待ち合わせスペースなど	○	○	業務時間内は来庁者が自由に出入りできるオープンな空間とする。
レベル 2	会議室、相談室、窓口カウンターなど	○	○	窓口や、窓口では対応できない場合の打合せや会議で利用するエリアで職員を伴う利用とする。
レベル 3	執務スペース、書庫、倉庫、更衣室など	×	○	来庁者の立入りは原則不可とし、職員もカードキー等の認証による出入りを検討する。
レベル 4	重要で機密性の高い情報を扱う電算室・書庫、機械室など	×	△ 特定職員	限られた職員のみが出入りできる。



## 2. 議会施設としての機能

議会施設は、経済性を考慮するとともに引き続き効率的で円滑な議会活動が行えるよう議会と十分な議論を行い検討を進めていきます。